

特定非営利活動法人ふくい災害ボランティアネット定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ふくい災害ボランティアネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県武生市国高1丁目2番1号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、市民に対して、災害時の救援に関する事業や、防災意識の啓発、災害時のボランティア活動の研究事業などを行い、豊かな社会の構築に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の範囲)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 災害救援活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行なう。

災害時における救護・支援事業

防災意識の啓発事業

災害時のボランティア活動の研究・人材育成事業

災害に関する各種団体とのネットワーク構築事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人を賛助することを目的として入会した個人または団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年を越えて会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金の不返還)

第12条 既納の会費及びその他抛出金は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 4人以上 10人以内

(2) 監事 1人以上 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

3 役員以外に顧問を、5名の範囲内で置く。

(選任等)

第14条 前条の役員のうち理事および監事は、総会において選任する。

2 顧問は、理事会において推薦を受け、これを承諾した者。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびに、その配偶者および3親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えてはならない。

4 監事は、理事を兼ねることが出来ない

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をする為に必要があるときには、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

5 顧問は、この法人の運営および発展に寄与するために、助言または指導を行う。

(任期等)

第16条 役員(顧問を除く)の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長するものとする。

3 補欠の為、または増員によって就任した役員は、それぞれの前任者または現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人に、事務局長その他職員を置く。
2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機 能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 役員の選任および解任、職務および報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)
その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9) 事務局の組織および運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(召 集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなくてはならない。
- 3 総会を召集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。
3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号および第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時および場所
(2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要および議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構 成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機 能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 33 条 理事会は、次の一つに該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき
(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、召集の要請があったとき
(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から召集の要請があったとき

(召 集)

第 34 条 理事会の召集は理事長が召集する
2 理事長は、第 33 条第 2 号および第 3 号の規定による請求があったときには、その日から 14 日以内に理事会を召集しなければならない。
3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(表決権等)

第 3 7 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することが出来る。

3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第 3 8 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時および場所

(2)理事総数、出席者数および出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要および議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 3 9 条 この法人の資産は、次にあげるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 4 0 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 4 1 条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 4 2 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 4 3 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および予算)

第 4 4 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 4 5 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しない場合は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じた収入支出することが出来る

2 前項の、収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

第 4 6 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることが出来る。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第 4 7 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 4 8 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 4 9 条 この法人の事業年度は、毎年 1 0 月 1 日に始まり、翌年 9 月 3 0 日に終わる。

(臨機の処置)

第 5 0 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄を使用とするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 5 1 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所および従たる事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解 散)

第 5 2 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 5 3 条 この法人が解散 (合併または破産による解散を除く) したときに残存する財産は、法第 1 1 条第 3 項の規定に従い、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て選定する。

(合 併)

第 5 4 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公 告)

第 5 5 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに福井新聞に掲載して行う。

第 1 0 章 雑 則

(細 則)

第 5 6 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	松森和人
副理事長	田中進治
同	細川かをり
同	竹内晶
理事	宮迫太一
監事	酒井明子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年11月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年9月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)会費	正会員	年会費	1500円
	賛助会員	会費	一口 2500円